

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成21年10月26日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示の請求を行った。

- (1) 「平成21年5月7日付け土整第60号の行政文書部分開示決定通知書によって部分開示された懸案事項引継書に記載されている次の内容について、その事実関係や根拠等を記載している文書を開示請求の対象とします。」
- (2) 「その内容は、道路河川管理室引継事項（H20→H21）の懸案事項引継書に掲げられている「6-1砂防指定地内河川●●橋梁設置不許可案件（東広島地域事務所建設局竹原支局）」について、今後の処理方針が「相手方の動向により、新たな対応を迫られる可能性があるため、土木総務課と連携して対応することとする。」と明記されていることから、当該引継書が作成された以降に行われた対応の経過やその内容などが記録されている文書のすべてとします。」（(2)中の「道路河川管理室引継事項（H20→H21）の懸案事項引継書」を以下「本件引継書」といい、本件引継書に掲げられている「6-1砂防指定地内河川●●橋梁設置不許可案件（東広島地域事務所建設局竹原支局）」を以下「本件引継事項」という。また、(2)に係る請求を以下「本件請求1」という。）
- (3) 「また、上記の懸案事項引継書〔本件引継書を指す。〕に掲げられている「6-1文書公開事案」について、今後の処理方針が「開示決定等について、土木総務課・行政情報室と連携して対応することとする」と明記されていることから、当該引継書が作成された以降に、土木総務課・行政情報室（組

織変更があった場合は、その後の担当部署を含む)と連携して行われた対応の経過やその内容等が記録されている決裁文書などのすべても併せて開示請求の対象とします。」((3)に係る請求を以下「本件請求2」という。)

(4) 「なお、当該「6-1文書公開事案」の問題点として、「この案件に関連して、多数行政文書開示請求が出されている。」と明記されていることから、「この案件に関連して提出された行政文書開示請求の件数や行政文書の件名などが具体的に分かる内容を記載している文書、並びに広島県が認識している行政文書開示請求の件数(多数)が6-1砂防指定地内河川●●橋梁設置不許可案件の問題点とされた経緯やその根拠について記載されている文書」を開示請求の対象に含めるものとします。」((4)に係る請求を以下「本件請求3」といい、本件請求1、本件請求2及び本件請求3を以下「本件請求」と総称する。)

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成21年11月6日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年11月15日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、開示請求書に記載した「平成21年5月7日付け土整第60号の行政文書部分開示決定通知書によって部分開示された懸案事項引継書に記載されている次の内容について、その事実関係や根拠等を記載している文書」が当然に作成されているにもかかわらず、これを不当に隠匿したものである。

その内容とは、本件引継事項について、①本件引継書が作成された以降に行われた対応の経過やその内容などが記録されている文書の全て、②「6-1 文書公開事案」について、本件引継書が作成された以降に、土木総務課・行政情報室（組織変更があった場合は、その後の担当部署を含む）と連携して行われた対応の経過やその内容等が記録されている決裁文書などの全て、及び③同「6-1 文書公開事案」の問題点として、「この案件に関連して提出された行政文書開示請求の件数や行政文書の件名などが具体的に分かる内容を記載している文書、並びに広島県が認識している行政文書開示請求の件数（多数）が当該●●橋梁設置不許可案件の問題点とされた経緯やその根拠について記載されている文書」である。

上記「6-1 砂防指定地内河川●●橋梁設置不許可案件」は、処分庁（東広島地域事務所建設局竹原支局）並びに審査庁（広島県）の行政判断によって、申請日から実に6年6か月余りの歳月が経過しても再度の裁決が行われず、一方的な裁量権の濫用により放置されているものであり、その上、不当な本件処分が強行されたことに対して嚴重に抗議するとともに、本件請求の対象とした行政文書を適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求1について

本件引継書が作成された以降に新たな対応を行っていないので、文書はない。

2 本件請求2について

行政文書の開示請求に対しては、条例の規定に従って開示事務等を行って

いるところ、本件引継書作成以降に新たな対応を要する事案はなかった。

そのため、改めて関係課と協議する必要がなかったことから、開示請求の対象となる文書を作成していない。

3 本件請求3について

文書公開事案となっている●●橋梁設置不許可案件について、次年度に引き継ぐ必要があると所属として判断したため、本件引継書に記載したものであるが、行政文書開示請求の件数や行政文書の件名などが具体的に分かる内容を記載している文書を作成することはなく、当該文書公開事案が問題点とされた経緯や根拠を記載した文書の特段作成することはない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

(1) 本件請求1について

本件請求1は、本件引継書を引用した上で請求されたものであるため、当審査会から実施機関に対して本件引継書の写しの提出を求め、これを見分したところ、本件引継書の「今後の処理方針」欄には、「1【処理方針】」として、「相手方の動向により、新たな対応を迫られる可能性があるため、土木総務課と連携して対応することとする」との記載があり、その直後に、「【処理方針】」として「②要調整先 法務G、③知事・副知事への報告等(要) 不要)」と記載されていた。

そして、本件請求1は、「当該引継書が作成された以降に行われた対応の経過やその内容などが記載されている文書のすべて」であるため、ここにいう「対応」の捉え方について確認したところ、実施機関は次のように説明する。

ア 本件請求1は、本件引継書の「今後の処理方針」欄の「1【処理方針】」の記載内容をそのまま引用したものであるため、「1【処理方針】」に記載されている意味での「新たな対応」を指すものと捉えた。

イ 本件引継書に記載の「新たな対応」とは、本件引継書作成後の「相手方の動向により」必要となる対応であって、かつ、「1【処理方針】」の③に例示されている「訴えが提起された場合」のような異例のものを指

している。

ウ そのため、例えば、本件引継書作成時に、審査庁による審査中であった橋梁設置不許可事案に係る審査請求手続に関する事務のように、本件引継書作成時には既に手続が開始されており、かつ、法令の規定に従って事務が処理されるべきものは、「新たな対応」には含まれない。

エ 本件引継書が作成されて以降本件請求までの間に、橋梁設置不許可事案に関して、法務グループとの調整や知事・副知事への報告といった、「今後の処理方針」欄の「1【処理方針】」の②及び③に記載されている対応は行っていない。

本件請求1は、本件引継書の記載内容を前提として行われているから、上記イのとおり、本件引継書に記載されている「訴えが提起された場合」のような対応に係る行政文書を請求していると捉えることができる。

そして、実施機関は、上記エのとおり、本件引継書の作成から本件請求時点までに、このような対応を行っていないと説明をしているが、このような実施機関の説明は、不自然とはいえず、また、そのような行政文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

以上のことから、実施機関が、本件請求1に関し、対象となる行政文書の不存在を理由として本件処分を行ったことは妥当である。

(2) 本件請求2について

本件請求2は、本件請求1と同様に本件引継書を引用した上で請求されたものであり、「当該引継書が作成された以降に、土木総務課・行政情報室（組織変更があった場合は、その後の担当部署を含む。）と連携して行われた対応の経過やその内容等が記録されている決裁文書などのすべて」であるため、ここにいう「対応」の捉え方について確認したところ、実施機関は、上記第4の2のほか次のとおり説明する。

ア 本件請求2は、本件引継書の「今後の処理方針」欄の「2【処理方針】」の記載内容が引用されていることから、本件請求2にいう「連携して行われた対応」は、「2【処理方針】」に記載されている「対応」を指すと捉えた。

イ 「2【処理方針】」に記載されている「対応」とは、本件引継書の「問

題点」欄の2に記載されているとおり、関連する行政文書開示請求が多数提出されているという異例の事態への対応を指し、例えば、開示決定等を行うに当たっての、土木総務課や行政情報室への合議のように、他の行政文書開示請求においても同様に行われる関係課の関与は含まない。

ウ 理由説明書に記載した「作成以降に新たな対応を要する事案がなかった」とは、本件引継書作成以降、関連する行政文書開示請求が多数提出されているという異例の事態に対し、特別な対応は行うことはなかったということである。

本件請求2は、本件引継書の記載内容を前提として行われているから、本件引継書に記載されているような関連する行政文書開示請求が多数提出されているという状態への対応に係る行政文書を請求していると捉えることができる。

そして、実施機関は、上記ウのとおり、本件引継書の作成から本件請求時点までに、このような対応を行っていないと説明をしているが、このような実施機関の説明は、不自然とはいえず、また、そのような行政文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

以上のことから、実施機関が、本件請求2に関し、対象となる行政文書の不存在を理由として本件処分を行ったことは妥当である。

(3) 本件請求3について

本件請求3は、本件請求1及び本件請求2と同様に本件引継書を引用した上で請求されたものであり、「この案件に関連して提出された行政文書開示請求の件数や行政文書の件名などが具体的に分かる内容を記載している文書、並びに広島県が認識している行政文書開示請求の件数（多数）が6-1 砂防指定地内河川●●橋梁設置不許可案件の問題点とされた経緯やその根拠について記載されている文書」（以下「本件請求3に係る文書」という。）である。このうち、「この案件に関連して提出された行政文書開示請求の件数や行政文書の件名などが具体的に分かる内容を記載している文書」（以下「本件請求3前段に係る文書」という。）について確認したところ、実施機関は次のように説明する。

ア 道路河川管理室において、本件請求 3 前段に係る文書は、作成していない。

イ なお、関連する行政文書開示請求が多数あることは、本件請求 3 前段に係る文書を作成するまでもなく、保有する行政文書開示請求書を参照することで認識されていたものと思われる。

本件請求 3 は、本件引継書を引用した上で請求されたものであり、このうち、本件請求 3 前段に係る文書について、実施機関は、上記ア及びイのとおり、関連する行政文書開示請求が多数あることは保有する行政文書開示請求書を参照することで認識されており、行政文書開示請求の件数や行政文書の件名などが具体的に分かる内容を記載している文書は作成していないと説明している。このような実施機関の説明は、不自然とはいえ、また、そのような行政文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

次に、「広島県が認識している行政文書開示請求の件数（多数）が 6-1 砂防指定地内河川●●橋梁設置不許可案件の問題点とされた経緯やその根拠について記載されている文書」（以下「本件請求 3 後段に係る文書」という。）については、実施機関は上記第 4 の 3 のとおり説明するほか、本件引継書の前年度の引継書に係る異議申立て（諮問（情）第 479 号）において異議申立人が求めている「文書公開事案」が懸案事項として挙げられた経緯や根拠について記載されている行政文書」が同趣旨であると考えられ、これについて実施機関は、諮問（情）第 479 号において次のとおり説明している。

ウ 引継書とは、あらかじめ定められた様式に懸案事項ごとに作成されるものであり、所定の様式中に「問題点」の欄があることから、当時「問題点」として考えられる事柄が概括的に記載されたものである。

エ 「問題点」欄への記載があるからといって、記載された内容についての具体的な検討に係る行政文書が必ずしも作成されるとは限らない。

引継書は、年度の変わり目において翌年度へ引き継ぐべき事項を記載するものであるから、本件引継書に関し、記載したという事実はあっても、記載すること自体に関する行政文書は、本件引継書に記載されている砂防指定地内河川橋梁設置不許可案件が平成 15 年度から継続していたことや

当該案件に係る行政文書開示請求の状況に鑑みると、作成されていないということもあり得るものと考えられる。

そうすると、本件請求3後段に係る文書を作成していないという実施機関の説明は、不自然とはいえ、また、そのような行政文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

以上のことから、実施機関が、本件請求3に関し、対象となる行政文書の不存在を理由として本件処分を行ったことは妥当である。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年3月4日	・ 諮問を受けた。
令和3年10月29日 (令和3年度第7回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和3年12月24日 (令和3年度第9回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和4年3月22日 (令和3年度第12回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和4年5月27日 (令和4年度第2回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授